

議案第78号

芽室町障がい者用生活体験住宅設置及び管理条例制定の件

芽室町障がい者用生活体験住宅設置及び管理条例を次のとおり制定しようとする
ものであります。

令和2年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町障がい者用生活体験住宅設置及び管理条例

(目的)

第1条 この条例は、芽室町障がい者用生活体験住宅の設置及び管理に必要な事項を
定めることを目的とする。

(設置)

第2条 グループホームや民間アパート等での一人暮らしを希望する町内在住の働
く障がい者及び芽室町での生活を希望する町外在住の障がい者を対象に、一人暮ら
しの検討を促すための体験の場として芽室町障がい者用生活体験住宅(以下「住宅」
という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町障がい者用生活体験住宅

位置 芽室町東2条南5丁目1番地2

(相談員)

第4条 住宅に相談員を置く。

(使用の許可)

第5条 住宅の使用をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければなら
ない。

2 町長は、前項の許可を与える場合において、住宅の管理運営上必要があるときは、
その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の使用料は、1戸あたり
1日300円とする。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に住宅を使用し、その全部若しくは一部を
転貸し、又はその権利を他人に譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長はその使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合、使用者に損害をおよぼすことがあっても町長は賠償の責めを負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 公益上又は住宅の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(原状回復)

第9条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は使用者の責に帰すべき過失により建物又は備え付け物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、町長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 住宅の使用許可に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説 明

グループホーム等での一人暮らしを希望する働く障がいのある方を対象とした生活体験住宅を整備し、一人暮らしに向けた検討を促すため、本条例を制定しようとするものであります。